審第３９３７号－１
答 申 第 ３ ９ ４ 号
令和８年１０月１５日

千葉県知事　熊谷　俊人　様

千葉県個人情報保護審議会
会 長　石 井　徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和７年９月１０日付け○○児第○○号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第３５８号

令和７年７月１１日付けで審査請求人から提起された、令和７年４月７日付け○○児第○○号－１で行った保有個人情報開示決定に係る審査請求に対する裁決について

諮問第３５８号

答　　申

１　審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和７年４月７日付け○○児第○○号－１で行った保有個人情報開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は、結論において妥当である。

２　審査請求の経緯

（１）審査請求人は、令和７年２月１日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第７６条第１項の規定により、「○○児童相談所における以下の情報一式を開示対象とします。人物：○○。期間：○○年○○月○○日以降。業務：児童福祉法に基づくすべて。機関：○○警察署、○○学校、○○学校、教育委員会、千葉県庁、その他関連行政機関。内容：メモ、メール、通話記録、議事録、内部連絡、報告書、その他関連文書。形式：文書、音声、画像、映像、電子データ、システム記録等」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（２）実施機関は、本件開示請求に対し、法第８３条第２項の規定により、令和７年３月７日付け○○児第○○号で開示決定等の期間を延長した。

（３）実施機関は、本件開示請求に対し、別表１に掲げる５９件の行政文書（以下「本件文書」といい、それぞれの行政文書を別表１の「審議会による名称」によって特定する。）に記録された保有個人情報を特定し、本件文書１から１３までについてはその全部を開示とし、本件文書１４から５９までについてはその一部を不開示とする本件決定を行うとともに、令和７年４月７日付け○○児第○○号－２で、「本件児童作成文書２枚」（以下「本件不開示文書」という。）に記録された保有個人情報を特定し、保有個人情報不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。

（４）審査請求人は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、実施機関に対し、令和７年７月１１日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（５）実施機関は、本件審査請求を受けて、法第１０５条第３項による読み替え後の同条第１項の規定により、令和７年９月１０日付け○○児第○○号で審議会に諮問した。

（６）実施機関は、令和７年９月１０日付け○○児第○○号で、本件決定のうち本件文書１５に係る決定を「不開示部分の一部において不開示理由が存在しないことが判明したため」との理由により取り消し、改めて同日付け○○児第○○号で、本件文書１５の一部を不開示とする保有個人情報開示決定（以下「再決定」という。）を行った。

３　審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

（１）本件審査請求の趣旨

本件部分開示決定のうち、法令上非開示とされる部分を除き、処分庁が保有する関係各機関とのやりとりや記録等の実質的内容について最大限の開示を強く求める。

（２）本件審査請求の理由

現状の部分開示では、これら情報に関する連携・対応や判断経緯の全体像が把握できず、実質的な事実確認や適切な支援体制の検証を行うためにも、さらなる情報開示が必要である。

以上の理由から、児童の権利利益の保護、行政の説明責任、適正手続および透明性の観点に照らし、法令上非開示とされる部分を除き、処分庁が保有する関係各機関とのやりとりや記録等の実質的内容について、最大限の開示を強く求める。

４　実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

（１）弁明の趣旨

本件審査請求は、本件文書１５中、徴収金額認定調書（○○．○○．○○）添付文書のうち１枚を開示し、その余を棄却するとの裁決を求める。

（２）処分の内容及び理由

ア　処分の内容

（ア）保有個人情報の特定について

本件開示請求を受け、本件文書に記録された保有個人情報を特定し、本件文書１から１３までの１３件について全部開示決定、本件文書１４から５９までの４６件について部分開示決定を行った。

（イ）行政文書の内容

本件文書１は、審査請求人の○○（以下「本件児童」という。）に係る生育歴等について保護者より提供を受けた記録である。

本件文書２は、審査請求人が本件児童の日常行動等について記録した文書であり、保護者から児童相談所宛てに提出されたものである。

本件文書３は、保護者との面談時に使用された資料である。
本件文書４は、審査請求人が〇〇年〇〇月〇〇日付け提出した児童措置費負担金徴収金決定処分についての審査請求に係る記録である。
本件文書５は、本件児童の一時保護解除通知書の発行に係る決裁文書及び審査請求人宛て通知文書である。
本件文書６は、本件児童の施設入所措置決定に係る審査請求人宛て通知文書である。
本件文書７は、本件児童の一時保護に係る審査請求人宛て通知文書である。
本件文書８は、本件児童の世帯に係る全部事項証明書、住民票である。
本件文書９は、本件児童の施設入所措置に係る決裁文書である。
本件文書１０は、審査請求人から提出された本件児童に係る療育手帳交付申請書及び交付事務に関するフローを記した文書である。
本件文書１１は、本件児童の一時保護について同意する旨保護者が記した文書である。
本件文書１２は、本件児童に係る療育手帳判定書である。
本件文書１３は、本件児童の予防接種等について担当者と審査請求人の間で交わした記録である。
本件文書１４は、児童措置費負担金に関する事務処理について担当者が主務課担当者から連絡を受けたメールの写しである。
本件文書１５は、児童措置費負担金の金額認定を行う際の決裁文書である。
本件文書１６は、本件児童の一時保護解除について通知した文書である。
本件文書１７は、本件児童に対する援助の指針についてまとめた文書である。
本件文書１８は、本件児童の入所措置についての通知文書である。
本件文書１９は、入所措置についての通知文書発行に関する決裁文書である。
本件文書２０は、施設宛て本件児童の入所についての依頼に関する決裁文書である。
本件文書２１は、担当者が本件児童の基礎情報や状況等について記録した文書である。
本件文書２２は、児童福祉司が本件児童の援助方針を決定するための会議に必要な情報を記載した文書である。
本件文書２３は、児童心理司が本件児童の心理状態を診断し、本件

児童の援助方針を決定するための会議に必要な情報を記載した文書である。

本件文書２４は、本件児童の一時保護について通知した文書である。

本件文書２５は、児童相談所が本件児童の家族状況の情報を得るために入手した文書である。

本件文書２６・２７は、児童相談所が調査に必要な情報を取得するため、関係機関に送付した依頼文書である。

本件文書２８は、本件児童に関する情報について関係機関から提供された文書である。

本件文書２９は、児童相談所が本件児童の家庭における緊急度を評価・判定した文書である。

本件文書３０は、児童相談所が本件児童の家庭におけるリスクを評価・判定した文書である。

本件文書３１は、本件児童の援助方針を決定するための会議に必要な情報及び会議の結果を記載した文書である。

本件文書３２は、本件児童に係る相談内容について児童相談所と関係機関とのやり取りを記載した文書である。

本件文書３３は、担当者において本件児童に関する打合せを実施した際に作成した資料である。

本件文書３４は、担当者が医師に本件児童の診察を依頼するに当たり必要な情報を記載した文書である。

本件文書３５は、医師が本件児童の状態を診断し、本件児童の状態を把握するために記載した文書である。

本件文書３６・３７は、本件児童に係る相談内容について児童相談所と関係機関とのやり取りを記載した文書である。

本件文書３８は、本件児童に係る相談内容について関係機関から提供を受けた文書である。

本件文書３９・４０は、本件児童に関する通告内容について関係機関から送付された文書である。

本件文書４１は、本件児童に係る相談内容について児童相談所と関係機関とのやり取りを記載した文書である。

本件文書４２・４３は、本件児童に関する通告内容について関係機関から送付された文書である。

本件文書４４は、医師が本件児童の状態を診断し、本件児童の状態を把握するために記載した文書である。

本件文書４５は、本件児童に係る相談内容について児童相談所と関係機関とのやり取りを記載した文書及び関係機関から送付された文書

である。

本件文書４６は、担当者が本件児童の基礎情報や状況、今後の方針等について記載した文書である。

本件文書４７は、担当者が医師に本件児童の診察を依頼するに当たり必要な情報を記載した文書である。

本件文書４８は、医師が本件児童の状態を診断し、本件児童の状態を把握するために記載した文書である。

本件文書４９は、児童心理司が本件児童の心理状態を診断し、本件児童の援助方針を決定するための会議に必要な情報を記載した文書である。

本件文書５０は、本件児童に対する療育手帳交付に係る検査に当たって担当者が事務の状況等を記録した文書である。

本件文書５１は、本件児童・保護者等との面談時に作成された資料である。

本件文書５２は、本件児童に係る相談内容について児童相談所と関係機関とのやり取りを記載した文書である。

本件文書５３は、本件児童に関する情報について関係機関から提供された文書である。

本件文書５４は、本件児童に係る援助等について児童相談所と関係機関とのやり取りを記載した文書及び内部決裁文書である。

本件文書５５は、児童心理司が本件児童の心理状態を診断し、本件児童の援助方針を決定するための会議に必要な情報を記載した文書である。

本件文書５６は、本件児童との面接や記録者の観察による本件児童の様子・所見、関係機関等とのやり取り等を記録した文書である。

本件文書５７は、児童相談所で児童に関する情報を集約して管理している児童相談所支援システムのうち、本件児童に関する情報の管理画面である。

本件文書５８は、審査請求人から受けた電話の記録について、他所属から児童相談所に共有された文書である。

本件文書５９は、審査請求人からの電話記録について、他所属から児童相談所に共有された際のメール文の写しである。

イ　処分の理由（不開示部分及びその理由について）

（ア）本件文書１４について

本件文書１４中、メールアドレスが記載された部分については、法第７８条１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたところである。また、決定通知書には明確に記載していないが、同

文書中電話番号が記載された部分についても、法第７８条１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたところである。

これを詳述すると、当該不開示とした部分は職員や関係機関のメールアドレス及び電話番号が記載されているものであるが、当該メールアドレス及び電話番号は、児童相談所及び関係機関が行う事務に関する情報であり、一般に公にされておらず、これらが開示された場合、いたずらや偽計等に使用されることにより相手方との信頼関係が損なわれ、児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（イ）本件文書１５について

本件文書１５中、添付文書「情報照会結果票」のうち、各種番号が記載された部分については、法第７８条１項第２号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたところである。

これを次のとおり改める。当該不開示とした部分は児童相談所における事務手続の中で得た内部手続に関わる情報が記載されており、これらが開示された場合、今後同種の事務の円滑な執行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は内部手続に関わる番号が記載されているものであり、開示することで同種の事務の円滑な執行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

また、同文書中、添付文書「情報照会結果票」（○○．○○．○○作成）のうち、表側下部余白、関係機関担当者名が記載された箇所については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたところである。

これを詳述すると、当該不開示部分は児童相談所とやり取りをした関係機関の職員名が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであり、開示することで相手方との信頼関係が損なわれ、児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

同文書中、徴収金額認定調書（○○．○○．○○）添付文書のうち１枚について、改めて調査したところ、児童相談所が審査請求人から提供を受けた情報であり、不開示理由が存在しないことが判明した。

したがって、当該添付文書１枚については審査請求人の請求を認容する。

（ウ）本件文書１６について

本件文書１６中、文書番号、日付・発信元が記載された部分以外の全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、同文書は審査請求人以外の第三者に宛てた通知文書であるところ、当該不開示部分は、通知文書の宛先や通知内容が記載されているものであり、開示することにより相手方との信頼関係が損なわれ、児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（エ）本件文書１７について

本件文書１７中、援助方針が記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は児童相談所による判断の内容が記載されており、開示することで当該判断の適否をめぐって疑義が提出される等、混乱が生じ、また、今後自分に有利な結果を得るために取り繕うなどして業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

また、同文書中、本人の意向が記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は審査請求人以外の第三者である本件児童とのやり取りにより得た情報が記載されているものであり、開示することで本件児童との信頼関係が損なわれ、本件児童が児童相談所に意向を話さなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

さらに、同文書中、「子ども本人に対する援助」のうち、長期目標、援助上の目標・課題、援助内容・方法が記載された部分、「家庭（養育者・家族）及びその地域に対する援助」のうち、長期目標、援助上の目標・課題、援助内容・方法が記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は児童相談所による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮

して正確な内容の記載を躊躇する可能性があり、記載内容が形骸化して公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（オ）本件文書１８について

本件文書１８中、請求人でない者に宛てた通知文書のうち、文書番号、日付・発信元が記載された部分以外全部及びその別紙については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、同文書は審査請求人以外の第三者及び関係機関に宛てた通知文書であるところ、同文書中、当該不開示部分については、通知文書の宛先や通知内容等が記載されており、開示することにより相手方との信頼関係が損なわれ、児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

また、本件決定の決定通知書に記載のある「子ども虐待相談・通告受付票別紙のうち、ページ中部子ども虐待相談・通告受付票別紙のうち、調査事項／方法が記載された部分」については、同文書中に存在しない不開示箇所を示す記載であったため、理由の説明から除外する。

（カ）本件文書１９について

本件文書１９中、起案用紙のうち、施行先が記載された部分の一部、決裁文書の添付文書のうち、請求人でない者に宛てた通知文書のうち、文書番号、日付・発信元が記載された部分以外全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、同文書は関係機関への通知に関する決裁文書及び通知文書であるところ、同文書中、当該不開示部分については、通知文書の宛先や通知内容等が記載されており、開示することにより相手方との信頼関係が損なわれ、児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（キ）本件文書２０について

本件文書２０中、起案用紙のうち施行先が記載された部分、決裁文書の添付文書のうち文書番号、日付・発信元・担当者が記載された部分以外全部、施行文のうち文書番号、日付・発信元・担当者が記載された部分以外全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、同文書は関係機関への依頼に関する決裁文書及び依頼文書であるところ、同文書中、当該不開示部分については、通知文書の宛先や通知内容等が記載されており、開示することにより相手方との信頼関係が損なわれ、児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ク）本件文書２１について

本件文書２１中、取扱過程のうち、記事が記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたところである。

これを詳述すると、当該不開示部分には児童相談所による調査手法が記載されており、開示することにより調査手法が公になり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

また、同文書中、家庭の状況のうち、項目以外の全部、家族関係の記載、児童記録票のうち、乳児期０～１、幼児期１～５、児童期６～１２、青年期１３～１８の記載については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には担当者が本件児童を評価した記録が記載されており、開示することにより、今後児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあること、また、児童相談所による評価の着眼点が記載されており、開示することにより適切な評価ができなくなることにより、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

さらに、同文書中、関係者・機関の意見の記載、児童記録票（○○.○○.○○）添付文書２枚のうち、児童名以外の部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであり、開示することで相手方との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ケ）本件文書２２について

本件文書２２中、項目、児童名、児童生年月日が記載された部分以外の全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は担当者が本件児童を評価した結果等が記録されているものであり、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（コ）本件文書２３・４９・５５について

本件文書２３、４９及び５５中、児童名、生年月日、作成日、担当者名が記載された部分以外の部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は担当者が本件児童を診断した結果や診断に必要な本件児童に関する情報が記載されているものであり、本件児童が審査請求人から身体的虐待を受けたおそれがあることが保護理由となっていることから、これを開示することにより審査請求人以外の第三者である本件児童の権利利益が害されるおそれがあること、また、関係機関や第三者とのやり取り、相手方から得た情報等が含まれており、開示することで相手方との信頼関係が損なわれ、児童相談所への円滑な協力が得られなくなるおそれがあること、さらに、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

また、同文書中、添付書類のうち児童名、作成日が記載された部分以外の全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであり、開示することで相手方との信頼関係が損なわれ、児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（サ）本件文書２４について

本件文書２４中文書番号、日付・発信元が記載された部分以外の全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、同文書は審査請求人以外の第三者に宛てた通知文書であるところ、当該不開示部分については、通知文書の宛先や通知内容が記載されており、開示することで相手方との信頼関係が損なわれ、児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（シ）本件文書２５について

本件文書２５中、関連文書２枚については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示箇所は児童相談所が調査において関係機関から入手した文書であるが、通常、児童相談所が関係者に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであり、開示することで相手方との信頼関係が損なわれ、児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

また、決定通知書には明確に記載されていない不開示理由を述べると、当該不開示箇所は、審査請求人以外の第三者を特定し得る情報が記載されていることから、法第７８条第１項第２号に該当するものである。

（ス）本件文書２６について

本件文書２６中、文書番号以外の部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は児童相談所による調査の手法が記載されているものであり、開示することにより調査手法が公になるなど、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（セ）本件文書２７について

本件文書２７中、文書番号以外の部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は児童相談所による調査の手法が記載されているものであり、開示することにより調査手法が公にな

るなど、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ソ）本件文書２８について

本件文書２８中、収受印、受取日時のメモが記載された部分以外の全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（タ）本件文書２９について

本件文書２９中、チェック項目、フロー図が記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は児童相談所が一時保護の必要性を判断するために記載された事項のうちどの事項に該当するかチェックするための欄が記載されたものであり、開示することにより判断の適否をめぐって疑義が提出されるなど児童相談所業務の適正な遂行に混乱が生じ、また、判断基準が公になることで、今後、自分に有利な結果を得るために行動を取り繕うなどして、客観的な評価が妨げられる結果、適切な援助方針の決定という児童保護業務の目的が達成できなくなるおそれや円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（チ）本件文書３０について

本件文書３０中、チェック欄、項目については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は児童相談所がリスクを判断するために記載された項目ごとに該当するか否か等をチェックするための欄及びその項目が記載されているものであり、開示することにより、判断の適否をめぐって疑義が提出されるなど児童相談所業務の適正な遂行に混乱が生じ、また、判断基準が明らかになることで、今後、自分に有利な結果を得るために行動を取り繕うなどして、客観的な評価が妨げられる結果、適切な援助方針の決定という児童保護業務の目的が達成できなくなるおそれや円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある

ことから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ツ）本件文書３１について

本件文書３１中、各種アセスメントの結果、会議の結論、意見の相違の有無、結論に至った理由、会議結果、次回個別支援会議の記載内容のうち、記載がある部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は児童相談所の職員が行った評価、判断等に係る情報が記載されているものであり、開示することで今後児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（テ）本件文書３２について

本件文書３２中、経路が記載された部分、主訴が記載された部分、経路詳細、虐待種別が記載された部分、添付文書のうち５枚、添付文書のうち、１枚のうち、余白に日付の記載がある部分以外の部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関名や関係機関から得た情報が記載されているもの、関係機関から入手した文書であるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであり、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ト）本件文書３３について

本件文書３３中、内容の記載がある部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、同文書は担当者において本件児童に関する打合せを実施した際に作成した資料であり、当該不開示部分には担当者による評価等が記載されていることから、開示することで今後児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ナ）本件文書３４について

本件文書３４中、児童名、年齢の記載がある部分以外の部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は担当者が医師に本件児童の診察を依頼するに当たって必要となる担当者の評価等を記載したものであり、開示することで今後児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ニ）本件文書３５・４８について

本件文書３５及び４８中、児童名、生年月日の記載がある部分以外の部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は医師が本件児童を診断した結果等に係る情報及び医師の氏名が記載されているものであり、開示することにより当該医師に対し診断内容をめぐって疑義が提出され、混乱が生じ、医師と児童相談所の信頼関係が損なわれるおそれがあるほか、今後医師が関係者の意向を考慮することで記載内容が形骸化し、児童相談所において必要な情報が把握できなくなるおそれがあり、児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ヌ）本件文書３６について

本件文書３６中、経路、統計分類が記載された部分、主訴が記載された部分、経路詳細、虐待種別、虐待者、安全確認が記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ネ）本件文書３７について

本件文書３７中、通告形態、虐待の状況内容、情報源、関わりのある機関、通告者通告機関等、決定内容、調査事項／方法、最下部記入欄については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当

該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあること、また、児童相談所による調査手法が記載されており、開示することにより調査手法が公になり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ノ）本件文書３８について

本件文書３８中、チェック欄、関係機関情報、虐待者、虐待種別、相談種別、経由情報、アセスメントシート番号、通報対応フローチャート、内容、通報者情報、報告種別、報告対応類型の記載がある部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ハ）本件文書３９について

本件文書３９中、収受印の押印がある部分以外の部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関から入手した文書であるが、当該文書は、通常、外部に漏れないことを前提に作成されるものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ヒ）本件文書４０・４２・４３について

本件文書４０、４２及び４３中、作成日の記載がある部分以外の部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関から入手した文書であるが、当該文書は、通常、外部に漏れないことを前提に作成されるものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（フ）本件文書４１について

本件文書４１中、標題、項目を除く部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これ詳述すると、当該不開示部分は関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ヘ）本件文書４４について

本件文書４４中、機関名、児童名、生年月日、計測、項目、診断日の記載がある部分以外の部分については、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は医師が本件児童を診断した結果等に係る情報及び医師の氏名が記載されているものであり、開示することにより審査請求人以外の第三者である本件児童の権利利益が害されるおそれがあること、また、開示することにより当該医師に対し診断内容をめぐって疑義が提出され、混乱が生じ、医師と児童相談所の信頼関係が損なわれるおそれがあるほか、今後医師が関係者の意向を考慮することで記載内容が形骸化し、児童相談所において必要な情報が把握できなくなるおそれがあり、児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものである。

（ホ）本件文書４５について

本件文書４５中、経路、統計分類が記載された部分、主訴が記載された部分、経路詳細、虐待種別が記載された部分、添付文書１枚のうち、余白メモが記載された部分以外全部、添付文書１枚については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示

としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであり、添付文書については、関係機関が外部への非公開を前提に提供した文書であるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（マ）本件文書４６について

本件文書４６中、項目の記載がある部分以外の全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は本件児童の状況や担当者による評価等が記載されているものであり、開示することで本件児童の権利利益を害するおそれがある上、児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ミ）本件文書４７について

本件文書４７中、表題の一部、児童名、年齢を除く部分、添付文書のうち、各項目に対する評価が記載された部分については、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は担当者が医師に本件児童の診察を依頼するに当たって必要となる本件児童に関する記録及び担当者の評価等を記載したものであり、開示することにより審査請求人以外の第三者である本件児童の権利利益が害されるおそれがあること、また、今後児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものである。

（ム）本件文書５０について

本件文書５０中、申し送り事項の内容については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示箇所は担当者による評価等が記載さ

れているものであり、開示することで今後児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（メ）本件文書５１について

本件文書５１中、作成年月日以外の部分については、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は担当者による評価、本件児童とのやり取りから得た情報、評価に必要な情報等が記載されているものであり、開示することで、本件児童の権利利益を害するおそれがあること、また、評価の際の着眼点が明らかになり、今後、自分に有利な結果を得るために行動を取り繕うなどして客観的な評価が妨げられる結果、適切な援助方針の決定という児童保護業務の目的が達成できなくなるおそれがあり、児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものである。

（モ）本件文書５２について

本件文書５２中、経路、統計分類が記載された部分、主訴が記載された部分、経路詳細、虐待種別、決定、調査事項／方法が記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあること、また、児童相談所による調査手法が記載されており、開示することにより調査手法が公になり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ヤ）本件文書５３について

本件文書５３中、表題、児童名、日付以外の部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関から入手した文書で

あるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ユ）本件文書５４について

本件文書５４中、起案用紙のうち、簿冊名、施行先、件名、施行文のうち、文書番号、日付・発信元・担当者が記載された部分以外全部、添付文書２枚については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関とのやり取りや連携の内容が記載されているものであり、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合や連携を依頼した場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に協力するものであるから、開示することにより相手方との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ヨ）本件文書５６について

本件文書５６中、○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○①の記録１～９行目・○○．○○．○○　○○：○○②の記録６行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録

の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○

○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録　９～２０行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・

○○：○○の記録　２行目１～１３文字目、３行目以降と記載のある箇所は、それぞれ○○．○○．○○　○○：○○の記録　１行目１～７文字目、２行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録　１行目１～７文字目、２行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録　１行目１～１３文字目、２行目以降の記載誤りであるため本書において改める。

これを詳述すると、当該不開示部分は、関係機関の名称や関係機関の職員名、同機関から得た情報や関係機関とのやり取り等が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

また、同文書中○○．○○．○○　○○：○○②の記録２行目９文字目以降・○○．○○．○○　○○：○○③の記録・○○．○○．○○　○○：○○④の記録・○○．○○．○○　○○：○○①の記録１０行目以降・○○．○○．○○　○○：○○②の記録１～５行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録２～１０行目７文字目・○○．○○．○○　○○：○○①の記録・○○．○○．○○　○○：○○②の記録・○○．○○．○○　○○：○○①の記録・○○．○○．○○　○○：○○②の記録・○○．○○．○○　○○：○○①の記録・○○．○○．○○　○○：○○②の記録・○○．○○．○○　○○：○○③の記録・○○．○○．○○　○○：○○①の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録１行目１～６文字目、２行目以降・○○．○○．○○　○○：○○①の記録・○○．○○．○○　○○：○○②の記録・○○．○○．○○　○○：○○①の記録・○○．○○．○○　○○：○○②の記録・○○．○○．○○　○○：○○③の記録・○○．○○．○○　○○：○○①の記録・○○．○○．○○　○○：○○②の記録・○○．○○．○○　○○：○○①の記録・○○．○○．○○　○○：○○②の記録・○○．○○．○○　○○：○○①の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○

の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録１０行目２文字目～１１行目６文字目、１２行目２３文字目～１３行目末尾、１６行目１４～４１文字目・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録

別段において不開示理由を説明しているため、本段における不開示理由の説明から除外する。

これを詳述すると、当該不開示部分は、審査請求人以外の第三者である本件児童等の情報ややり取りの記録、相手方から得た情報等が記載されており、開示することにより、審査請求人以外の個人である本件児童等の権利利益を害するおそれがあること、また、相手方との信頼関係が損なわれ児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど、児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、さらに、担当者が本件児童等を評価した記録や面接での着眼点が記載されており、開示することにより、今後児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものである。

さらに、同文書中、○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○①の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたところである。

これを詳述すると、当該不開示部分には児童相談所による判断や内部での協議の内容が記載されており、開示されることで判断の適否をめぐって疑義が提出される等により混乱が生じ、児童相談所の業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

加えて、同文書中、○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○①の記録３行目３文字～１５文字目・○○．○○．○○　○○：○○の記録２行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録１２行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録１２行目２３文字～２８文字、１３行目２～２８文字目・○○．○○．○○　○○：○○の記録　１５行目２５文字目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録５行目９文字～１１文字目・○○．○○．○○　○○：○○②の記録３行目以降・○○．○○．○○　○○：○○③の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録については、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたと

ころである。また、決定通知書には明確に記載していないが、○○．○○．○○　○○：○○①　１４行目・○○．○○．○○　○○：○○・○○．○○．○○　○○：○○　１２行目２３～２８文字目、１３行目２～２８文字目についても、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたところである。なお、決定通知書において○○．○○．○○　○○：○○①の記録３行目３文字～１５文字目と記載のある箇所は、○○．○○．○○　○○：○○の記録　３行目３文字～１５文字目の記載誤りであるため本書において改める。また、○○．○○．○○　○○：○○の記録１２行目２３文字～２８文字、１３行目２～２８文字目・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録については、別段において不開示理由を説明しているため、本段における不開示理由の説明から除外する。さらに、○○．○○．○○　○○：○○の記録　２行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録は同文書中に存在しない不開示箇所を示す記載であったため、理由の説明から除外する。

これを詳述すると、当該不開示部分には審査請求人以外の個人に関する情報や関係機関・第三者とのやり取りの記録、相手方から得た情報等が記載されており、開示することにより、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあること、また、相手方との信頼関係が損なわれ児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど、児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、さらに、担当者が相手方を評価した記録や面接においての着眼点が記載されており、開示することにより、今後児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあることから、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものである。

（ラ）本件文書５７について

本件文書５７中、受付・相談内容のうち、受付年月日・受理年月日・ケース番号・項目以外の部分、療育手帳判定結果、児童関連情報のうち、項目以外の部分、会議経過のうち、会議日・家族関係・チェック状況・受付年月日・項目以外の部分、援助の詳細のうち、処理種別の記載がある部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には児童相談所による判断や評価等が記載されており、開示されることで今後児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇する可能性があり、記載内容が形骸化して公正な判断ができなくなるなど、児童相談所

業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

また、当該不開示部分には関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであり、開示することで相手方との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないおそれがあるほか、審査請求人以外の第三者である本件児童の情報が記載されており、開示することにより本件児童の権利利益が損なわれ、本件児童と児童相談所の信頼関係が損なわれることで、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

さらに、当該不開示部分には児童相談所による調査手法が記載されており、開示することにより調査手法が公になり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（リ）本件文書５８について

本件文書５８中、メールアドレスが記載された部分、関係機関とのやり取りについて記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを次のように改める。本件文書５８中、関係機関の内部事務に関する記載がある部分、関係機関のやり取りについて記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関の職員が内部の事務処理上必要な情報を記載したものや関係機関とのやり取りの内容が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ル）本件文書５９について

本件文書５９中、メールアドレスが記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。また、決定通知書に明記されていない不開示部分について述べると、同文書中、添付ファイルの開封パスワードに関する情報が記載された部分、関係機関とのやり取りが記載された部分につ

いては、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして不開示としたものである。

本件文書５９中、メールアドレスが記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。また、決定通知書に明記されていない不開示部分について述べると、同文書中、添付ファイルの開封パスワードに関する情報が記載された部分、関係機関とのやり取りが記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分のうちメールアドレスが記載された部分には関係機関や職員のメールアドレス等の一般に公にしていない事務的な情報が記載されており、開示することによりいたずらや偽計等に使用され相手方との信頼関係が損なわれ児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど、適正な業務の遂行が損なわれるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

また、当該不開示部分のうち添付ファイルの開封パスワードに関する情報が記載された部分については、内部手続に関わる情報が記載されており、開示することで同種の事務の円滑な執行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

さらに、当該不開示部分のうち関係機関とのやり取りが記載された部分については、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（３）弁明の内容について

審査請求人は、「児童の権利利益の保護、行政の説明責任、適正手続および透明性の観点に照らし、法令上非開示とされる部分を除き、処分庁が保有する関係各機関とのやりとりや記録等の実質的内容について、最大限の開示を強く求める」旨主張する。また、その理由として「現状の部分開示では、これら情報に関する連携・対応や判断経緯の全体像が把握できず、実質的な事実確認や適切な支援体制の検証を行うためにも、さらなる情報開示が必要である」旨述べている。以上の主張に照らすと、審査請求人は本件決定を審査請求の対象としているが、そのうち全部開示決定については不服がないものと思料する。また、部分開示決定に当たっては、本件文

書１５中、徴収金額認定調書（○○．○○．○○）添付文書のうち１枚を除いては、法第７８条の規定に基づき開示すべき範囲について適正に開示を行っていることから、審査請求人の主張は当所が不開示部分を開示する理由にはならない。

５　審議会の判断

（１）本件審査請求の趣旨について

ア　実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ　審査請求人は、前記３（１）のとおり、実施機関が本件決定で不開示とした情報を開示することを求めているので、以下、検討する。

（２）保有個人情報の特定の妥当性について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件決定及び本件不開示決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定及び本件不開示決定において、本件文書及び本件不開示文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

（３）本件決定の不開示情報について

ア　本件文書について

本件文書１から５９までの内容は、前記４（２）ア（イ）のとおりであると認められる。

イ　不開示情報について

（ア）実施機関が本件決定において不開示とした情報（本件文書１５については再決定において不開示とした情報）は、別表２の「番号」（以下、単に「番号」という。）１から８７までのとおりであり、それぞれの不開示理由は、別表２の「実施機関の不開示理由」のとおりである。

（イ）番号１から８７までの情報のうち、別表２の「審議会による区分」欄に「対象外」と記載した行政文書に係るものについて、実施機関は、法第７８条第１項第２号又は第７号に該当する旨主張するが、審議会が見分したところ、当該情報は、審査請求人を識別することができる情報を含むものではなかった。

したがって、当該情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められず、本件決定のうち当該情報を不開示としたことについては、結論において妥当である。

ウ　不開示情報該当性について

（ア）審議会による分類について

審議会として、番号１から８７までの情報のうち、前記イ（イ）において本件開示請求の対象外であると判断したもの以外について、次に掲げるとおりに分類した。

ａ　審査請求人以外の個人に関する情報（番号７５。以下「第三者個人情報」という。）

ｂ　児童相談所と関係機関や第三者とのやり取りに関する情報（番号３、６、９から１５まで、２０、２１、２９、３３から３６まで、４２から４５まで、４９、５０、５２、５４から５８まで、６６から６８まで及び７６。以下「関係機関等情報」という。）

ｃ　児童相談所による判断基準や調査手法等に関する情報（番号１６から１９まで、４６及び６９。以下「判断・調査等情報」という。）

ｄ　児童相談所による評価、判断内容等に関する情報（番号５、７、８、２２から２４まで、６５、７７から８４まで及び８６。以下「評価等情報」という。）

ｅ　公開していないメールアドレス（番号８５。以下「メールアドレス情報」という。）

ｆ　情報処理等に用いる内部情報（番号２及び８７。以下「情報処理用情報」という。）

（イ）第三者個人情報について

第三者個人情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、当該情報は、法第７８条第１項第２号に該当し、不開示が相当である。

（ウ）関係機関等情報について

関係機関等情報は、児童相談所と関係機関や第三者とのやり取りの内容に関する情報、やり取りの相手方から得た情報であると認められる。

当該情報を開示すると、関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第７８条第１項第７号に該当し、不開示が相当である。

（エ）判断・調査等情報について

判断・調査等情報は、児童相談所による判断基準、又は記載されて

いる内容から判断基準が推測できるもの、児童相談所による調査手法等に関する情報であると認められる。

当該情報を開示すると、児童相談所の判断基準や調査手法等が公になり、適正な業務の遂行が阻害されたり、今後、自分に有利な結果を得るために行動を取り繕うなどして客観的な評価が妨げられたりするなど、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第７８条第１項第７号に該当し、不開示が相当である。

（オ）評価等情報について

評価等情報は、児童相談所や担当者による評価、判断内容、児童心理司や医師による診断結果等に関する情報であると認められる。

当該情報を開示すると、評価等の適否をめぐって疑義が提出されるなど、混乱が生じ、また、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなるなど、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第７８条第１項第７号に該当し、不開示が相当である。

（カ）メールアドレス情報について

メールアドレス情報は、一般には公表されていない実施機関の担当者又は担当組織のメールアドレスであると認められる。

当該情報を開示すると、いたずら、偽計等に使用されるおそれがあり、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第７８条第１項第７号に該当し、不開示が相当である。

（キ）情報処理用情報について

情報処理用情報は、情報処理に用いるコード番号やパスワードといった内部情報であると認められる。

当該情報を開示すると、情報漏洩のおそれや、いたずら、偽計等に使用されるおそれがあり、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第７８条第１項第７号に該当し、不開示が相当である。

（４）結論

以上のことから、「１　審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6　附言

（1）実施機関が本件決定において本件開示請求の対象として特定した行政文書の中には、審査請求人の個人情報が記録されておらず、本件開示請求の対象とは認められないものが多数みられた。また、実施機関が本件開示請求の対象文書を特定する際に、対象ではない別の行政文書も併せて１件のものとしたものがみられた。

実施機関のこれらの処理は、開示請求の対象について、法第７６条第１項の「自己を本人とする保有個人情報」の範囲を超えて特定するものであり、不適切である。

（2）実施機関が本件決定において審査請求人に開示した情報の一部には、開示すると児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼし得るものが含まれている。このような、本来開示すべきでない情報を開示したことは、不適切である。

（3）本件決定で不開示とした情報の一部には、保有個人情報開示決定通知書に不開示部分及び不開示理由の記載がなかった。決定通知書において不開示部分及び不開示理由の記載をしないことは、開示請求者の権利を損なうものであり、不適切である。

（4）実施機関においては、今後、保有個人情報開示請求に対する決定を行うに当たり、適正な事務の執行に努められたい。

7　審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審　議　会　の　処　理　経　過

年　月　日	処　理　内　容
令和７年９月１０日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和８年６月２６日	審議（令和８年度第３回第１部会）
令和８年７月２４日	審議（令和８年度第４回第１部会）
令和８年９月１８日	審議（令和８年度第５回第１部会）

千葉県個人情報保護審議会第１部会

別表１

番号	行政文書の件名	審議会による名称
１	母子健康手帳の写し	本件文書１
２	請求者からの収受文書５３枚	本件文書２
３	面接時使用メモ	本件文書３
４	○○年○○月○○日付請求審査請求関係文書	本件文書４
５	一時保護解除通知決裁文書・請求者宛て通知文書	本件文書５
６	請求者宛て入所措置決定通知書・別紙	本件文書６
７	請求者宛て一時保護通知書	本件文書７
８	全部事項証明書・住民票	本件文書８
９	措置決定伺	本件文書９
１０	療育手帳交付申請書・別紙	本件文書１０
１１	一時保護同意書	本件文書１１
１２	療育手帳判定書	本件文書１２
１３	インフルエンザ予防接種関係記録・予診票・同意書兼委任状	本件文書１３
１４	○○年○○月○○日○○：○○受信メール	本件文書１４
１５	児童措置費負担金認定決裁文書一式（○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○）	本件文書１５
１６	一時保護解除通知（○○年○○月○○日○○児第○○号の○○）	本件文書１６
１７	援助指針	本件文書１７
１８	入所措置決定通知書（○○年○○月○○日○○児第○○号の○○）・別紙	本件文書１８
１９	措置決定通知決裁文書一式	本件文書１９
２０	児童の入所について決裁文書一式	本件文書２０
２１	児童記録票（○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○）	本件文書２１
２２	児童福祉司意見（○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○①、○○．○○．○○②、○○．○○．○○）	本件文書２２

２３	心理診断票（○○．○○．○○）・添付書類５枚	本件文書２３
２４	一時保護通知書	本件文書２４
２５	全部事項証明書及び関連文書２枚	本件文書２５
２６	○○児第○○号－○○	本件文書２６
２７	○○児第○○号－○○	本件文書２７
２８	○○年○○月○○日付け収受文書	本件文書２８
２９	緊急度アセスメントシート（○○．○○．○○、○○．○○．○○）	本件文書２９
３０	リスクアセスメントシート（○○．○○．○○）	本件文書３０
３１	援助方針会議録（○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○）	本件文書３１
３２	相談受付票（○○．○○．○○）・添付書類８枚	本件文書３２
３３	○○．○○．○○作成メモ	本件文書３３
３４	診察依頼票	本件文書３４
３５	医学診断票	本件文書３５
３６	相談受付票（○○．○○．○○）	本件文書３６
３７	子ども虐待相談・通告受付票	本件文書３７
３８	児童虐待通報・一般相談受付票（○○．○○．○○受付）	本件文書３８
３９	○○．○○．○○収受文書	本件文書３９
４０	○○．○○．○○作成文書	本件文書４０
４１	受理受付票（○○．○○．○○）	本件文書４１
４２	○○．○○．○○収受文書	本件文書４２
４３	○○．○○．○○作成文書②	本件文書４３
４４	医学診断票（○○．○○．○○）	本件文書４４
４５	相談受付票（○○．○○．○○）・添付文書２枚	本件文書４５
４６	状況整理用資料	本件文書４６
４７	診察依頼票・添付文書１枚	本件文書４７
４８	医学診断票（児童精神科）	本件文書４８
４９	心理診断票	本件文書４９

５０	検査時案内チェックリスト（○○．○○．○○実施）	本件文書５０
５１	○○．○○．○○作成文書	本件文書５１
５２	相談受付票（○○．○○．○○）	本件文書５２
５３	学校状況調査票	本件文書５３
５４	○○児第○○号の○○決裁文書一式	本件文書５４
５５	心理診断票（○○．○○．○○）	本件文書５５
５６	経過記録（○○．○○．○○～○○．○○．○○）	本件文書５６
５７	児童相談所支援システム画面	本件文書５７
５８	電話対応記録（○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○、

別表２

番号	行政文書	文書名	不開示部分	実施機関の不開示理由	審議会による区分
1	本件文書14	受信メール	メールアドレスが記載された部分	第７号	対象外
2	本件文書15	添付文書「情報照会結果票」	各種番号が記載された部分	第２号	情報処理用情報
3		添付文書「情報照会結果票」（○○．○○．○○作成）	表側下部余白、関係機関担当者名が記載された箇所	第７号	関係機関等情報
4	本件文書16	通知文書	文書番号、日付・発信元が記載された部分以外全部	第７号	対象外
5	本件文書17	援助指針	援助方針が記載された部分	第７号	評価等情報
6			本人の意向が記載された部分		関係機関等情報
7		「子ども本人に対する援助」	長期目標、援助上の目標・課題、援助内容・方法が記載された部分		評価等情報
8		「家庭（養育者・家族）及びその地域に対する援助」	長期目標、援助上の目標・課題、援助内容・方法が記載された部分		

9	本件文書18	開示請求者でない者に宛てた通知文書	文書番号、日付・発信元が記載された部分以外全部及び別紙	第７号	関係機関等情報
10	本件文書19	起案用紙	施行先が記載された部分の一部	第７号	関係機関等情報
11		決裁文書の添付文書のうち開示請求者でない者に宛てた通知文書	文書番号、日付・発信元が記載された部分以外全部		
12	本件文書20	起案用紙	施行先が記載された部分	第７号	関係機関等情報
13		決裁文書の添付文書	文書番号、日付・発信元・担当者が記載された部分以外全部		
14		施行文	文書番号、日付・発信元・担当者が記載された部分以外全部		
15	本件文書21	児童記録票	「通告送致」欄、「主訴」欄、「統計分類」欄	第７号	関係機関等情報
16			取扱過程のうち記事が記載された部分		判断・調査等情報
17			家庭の状況のうち項目以外の全部		
18			家族関係の記録		
19			乳児期０～１、幼児期１～５、児童期６～１２、青年期１３～１８の記載		
20			関係者・機関の意見の記載		関係機関等情報
21		児童記録票（○○．○○．○○）添付文書２枚	児童名以外の部分		

22	本件文書22	児童福祉司意見	項目、児童名、児童生年月日が記載された部分以外全部	第７号	評価等情報
23	本件文書23	心理診断票	児童名、生年月日、作成日、担当者名が記載された部分以外全部	第７号	評価等情報
24		添付書類	児童名、作成日が記載された部分以外全部		
25	本件文書24	通知書	文書番号、日付・発信元が記載された部分以外全部	第７号	対象外
26	本件文書25	関連文書２枚	全部	第７号	対象外
27	本件文書26	○○児第○○号 －○○文書	文書番号以外の全部	第７号	対象外
28	本件文書27	○○児第○○号 －○○文書	文書番号以外の全部	第７号	対象外
29	本件文書28	収受文書	収受印、受取日時のメモが記載された部分以外全部	第７号	関係機関等情報

30	本件文書29	緊急度アセスメントシート	チェック項目、フロー図が記載された部分	第７号	対象外
31	本件文書30	リスクアセスメントシート	チェック欄、項目	第７号	対象外
32	本件文書31	援助方針会議録	各種アセスメントの結果、会議の結論、意見の相違の有無、結論に至った理由、会議結果、次回個別支援会議の記載内容のうち、記載がある部分	第７号	対象外
33	本件文書32	相談受付票	経路が記載された部分	第７号	関係機関等情報
34			主訴が記載された部分		
35			経路詳細、虐待種別が記載された部分		
36		相談受付票添付文書	添付文書１から４枚目		
37			添付文書７枚目のうち、余白に日付の記載がある部分以外		対象外
38			添付文書８枚目		
39	本件文書33	○○．○○．○○作成メモ	内容の記載がある部分	第７号	対象外
40	本件文書34	診察依頼票	児童名、年齢の記載がある部分以外全部	第７号	対象外

41	本件文書35	医学診断票	児童名、生年月日の記載がある部分以外全部	第７号	対象外
42	本件文書36	相談受付票	経路、統計分類が記載された部分	第７号	関係機関等情報
43			主訴が記載された部分		
44			経路詳細、虐待種別、虐待者、安全確認が記載された部分		
45	本件文書37	子ども虐待相談・通告受付票	通告形態、虐待の状況内容、情報源、関わりのある機関、その他、通告者通告機関等	第７号	関係機関等情報
46			決定内容、調査事項／方法、最下部記入欄		判断・調査等情報
47	本件文書38	児童虐待通報・一般相談受付票	チェック欄、関係機関情報、虐待者、虐待種別、相談種別、経由情報、アセスメントシート番号、通報対応フローチャート、内容、通報者情報、報告種別、報告対応類型の記載がある部分	第７号	対象外
48	本件文書39	○○．○○．○○収受文書	収受印の押印がある部分以外全部	第７号	対象外
49	本件文書40	○○．○○．○○作成文書	作成日の記載がある部分以外全部	第７号	関係機関等情報

50	本件文書41	受理受付票（○○．○○．○○）	標題、項目を除く部分	第７号	関係機関等情報
51	本件文書42	○○．○○．○○収受文書	収受印の押印がある部分以外全部	第７号	対象外
52	本件文書43	○○．○○．○○作成文書②	作成日の記載がある部分以外全部	第７号	関係機関等情報
53	本件文書44	医学診断票	機関名、児童名、生年月日、計測、項目、診断日の記載がある部分以外全部	第２号及び第７号	対象外
54	本件文書45	相談受付票	経路、統計分類が記載された部分	第７号	関係機関等情報
55			主訴が記載された部分		
56			経路詳細、虐待種別が記載された部分		
57		相談受付票添付文書１枚	余白メモが記載された部分以外全部		
58		相談受付票添付文書１枚	全部		
59	本件文書46	状況整理用資料	項目の記載がある部分以外全部	第７号	対象外

60	本件文書47	診察依頼票	表題の一部、児童名、年齢を除く部分	第２号及び第７号	対象外
61		添付文書	各項目に対する評価が記載された部分		
62	本件文書48	医学診断票	表題、児童名、生年月日以外全部	第２号及び第７号	対象外
63	本件文書49	心理診断票	表題、児童名、年齢、担当者を除く部分	第７号	対象外
64	対象文書50	検査時案内チェックリスト	申し送り事項の内容	第７号	対象外
65	対象文書51	○○．○○．○○作成文書	作成年月日以外の部分	第２号及び第７号	評価等情報
66	対象文書52	相談受付票	経路、統計分類が記載された部分	第７号	関係機関等情報
67			主訴が記載された部分		
68			種別、経路詳細、虐待種別が記載された部分		
69			「決定」欄、「調査事項／方法」欄		判断・調査等情報

70	対象文書53	学校状況調査票	表題、児童名、日付以外の部分	第７号	対象外
71	対象文書54	起案用紙	簿冊名、施行先、件名	第７号	対象外
72		施行文	文書番号、日付・発信元・担当者が記載された部分以外全部		
73		添付文書２枚	全部		
74	対象文書55	心理診断票	表題、児童名、年齢、担当者を除く部分	第７号	対象外
75	対象文書56	経過記録	○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○②の記録 　2行目9文字目以降 ○○．○○．○○　○○：○○③の記録 ○○．○○．○○　○○：○○④の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 　3行目3文字目～15文字目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 　12行目 ○○．○○．○○　○○：○○①の記録 　10行目以降 ○○．○○．○○　○○：○○②の記録 　1～5行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 　2～10行目7文字目 ○○．○○．○○　○○：○○①の記録 ○○．○○．○○　○○：○○②の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○①の記録 ○○．○○．○○　○○：○○②の記録	第２号及び第７号	第三者個人情報

75	対象文書56	経過記録	○○.○○.○○　○○:○○①の記録 ○○.○○.○○　○○:○○②の記録 ○○.○○.○○　○○:○○③の記録 ○○.○○.○○　○○:○○①の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○①の記録 ○○.○○.○○　○○:○○②の記録 ○○.○○.○○　○○:○○①の記録 ○○.○○.○○　○○:○○②の記録 ○○.○○.○○　○○:○○③の記録 ○○.○○.○○　○○:○○①の記録 ○○.○○.○○　○○:○○②の記録 ○○.○○.○○　○○:○○①の記録 ○○.○○.○○　○○:○○②の記録 ○○.○○.○○　○○:○○①の記録 ○○.○○.○○　○○:○○②の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 10行目2文字目～11行目6文字目、12行目23文字目～13行目末尾、16行目14～41文字目 ○○.○○.○○　○○:○○の記録	第２号及び第７号	第三者個人情報

75	対象文書56	経過記録	○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 15行目25文字目以降 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 5行目9文字～11文字目 ○○．○○．○○　○○：○○②の記録 3行目以降 ○○．○○．○○　○○：○○③の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 1～8行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録	第２号及び第７号	第三者個人情報

75	対象文書56	経過記録	○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 10行目以降	第２号及び第７号	第三者個人情報
76			○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○①の記録 1～9行目 ○○．○○．○○　○○：○○②の記録 6行目以降 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録	第７号	関係機関等情報

76	対象文書56	経過記録	○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 1行目1～7文字目、2行目以降 ○○.○○.○○　○○:○○の記録	第７号	関係機関等情報

76			○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録	第７号	関係機関等情報
77	対象文書56	経過記録	○○．○○．○○　○○：○○①の記録 14行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○①の記録 ○○．○○．○○　○○：○○②の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 ○○．○○．○○　○○：○○の記録	第７号	評価等情報

77	対象文書56	経過記録	○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 1行目1～7文字目、2行目以降 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 12行目23～28文字目、13行目2～28文字目 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録

77	対象文書56	経過記録	○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 1行目1～13文字目、2行目以降 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 2行目9～12文字目 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 ○○.○○.○○　○○:○○の記録 1～9行目 ○○.○○.○○　○○:○○の記録	第７号	評価等情報
78	対象文書57	児童相談所支援システム画面	受付・相談内容のうち、受付年月日・受理年月日・ケース番号・項目以外	第７号	評価等情報
79			療育手帳判定結果		
80			児童関連情報のうち、項目以外の部分		

81	対象文書57	児童相談所支援システム画面	会議経過のうち、会議日・家族関係・チェック状況・受付年月日・項目以外の部分	第７号	評価等情報
82			援助の詳細のうち、処理種別の記載がある部分		
83	対象文書58	電話対応記録	関係機関の内部事務に関する記載がある部分	第７号	評価等情報
84			関係機関とのやり取りについて記載された部分		
85	対象文書59	電話記録共有時のメール写し	メールアドレスが記載された部分	第７号	メールアドレス情報
86			関係機関とのやり取りが記載された部分		評価等情報
87			パスワードが記載された部分	第２号	情報処理用情報

注　「実施機関の不開示理由」欄の、「第２号」は法第７８条第１項第２号に該当することを、「第７号」は同項第７号に該当することを、それぞれ意味する。